

議案第14号

小田原市障害児通園施設条例の一部を改正する条例

小田原市障害児通園施設条例（平成15年小田原市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「規定する」の次に「内閣府令で定める便宜の供与に係る」を加え、同条第2項中「第6条の2の2第6項」を「第6条の2の2第5項」に改める。

第6条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月14日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

（理由）

児童福祉法の一部改正に伴う所要の整備を行うため提案するものであります。